

島根・^{あおき}青木遺跡（第二五・二六号）

- 1 所在地 島根県出雲市東林木町
- 2 調査期間 二〇〇二年（平14）四月～二〇〇三年三月、二〇〇三年六月～二〇〇四年一月
- 3 発掘機関 島根県教育庁埋蔵文化財調査センター
- 4 調査担当者 今岡一三・松尾充晶
- 5 遺跡の種類 神社・官衙関連遺跡ほか
- 6 遺跡の年代 弥生時代～中世
- 7 木簡の積文・内容

青木遺跡出土木簡は、本誌第二五・二六号にて報告した。このうち、整理作業過程で新たな木簡が確認され、また木簡の保存処理後正報告書作成に向け再検討を実施した。その結果、既報告木簡についても積文や出土状況の解釈などの訂正が生じたので、出土地点ごとに訂正資料、主要な新発見資料を報告する。木簡の総点数は古代八六点、中世一点である。古代木簡の積文は『青木遺跡Ⅱ』（以下『報告書』）によるが、これは二〇〇五年二月一六日に実施した青木遺跡木簡検討会（指導者 東京大学文学部教授佐藤信、国立歴史民俗博物館館長平川南、奈良文化財研究所史料調査室長渡邊晃宏）の結論を基本として平石が一部改めたものである。中世木簡(5)の積読について

は、島根県古代文化センター鳥谷芳雄氏のご教示を得た。

I区SX01

- (1) [稲祀][宅マ]
[以カ] [玉カ]
[祓給造][人] 97×41×10 065

I区SX10G

- (2) [久戸人否] [若乙女] 218×9×6 051 26 (1)
- (3) [伊][財カ] [マ小椅継] 159×20×4 051 26 (6)
- (4) [伊鳥取マ浄] (82)×24×3 019 26 (8)
- (5) [美若和マ莖] (94)×20×3 019 26 (14)

I区SX五〇

- (6) [後カ]
[本カ] [五人中廿] (195)×(49)×4 081

(49) 「六百」 200×30×5 051 26 69

(50) 「美」^{〔物カ〕} マ美万呂

・ (162)×21×2 051

Ⅲ B区SKOⅢ

(51) ・ 九、八十一 ^(サ)

〔咄呷呷カ〕

□□□ (符籙)

急々如律令 ^(キリク)

☆

九、八十一 ^(サク)

・「○^(キヤカラバア) 何何何何何

(オンアハンバクアंतरラークカーン)

字何何何何何

何何何何何

(天地逆)

297×51×7 011

(1)は半裁したヤマグワの枝の樹皮を剥いだ状態で、それ以上の成形がなされず墨書された資料。果実類が入られた土師器甕の埋納坑SX〇一の底部から出土した。(3)～(5)は本誌二六号で遺物包含層出土としていた資料であるが、出土位置を再確認したところSX一の可能性が高いと判断された。

(7)は上端の左角を落とした長大な木簡の表裏に一～十二までの数字を列記したもので、(8)・(22)も同様。数字が対応する何かを検定し

たものであろうか。(15)は風化によってオモテ面がミミズ腫れ状に荒れた資料で、書状的な内容を持つが乱雑な書きぶりである。取り上げ時に混乱があり厳密な出土地点は不明であるが、SX五〇出土の可能性が高い。(16)はSD一六出土と判断した。

(24)は厚みのある大型の木簡片で、「男十二」の隣は残画が少なく判断を保留したが「女十七」の可能性はある。(40)はいわゆる題籤軸の題籤部であるが、「知」の文字は半分切れており、最終形態での使用以前に書かれたと思われる。

(42)～(44)はIV区木簡溜まり出土として整理した。いずれも木簡はほぼ完形であるが墨痕は希薄である。(45)の売田券の見出しを持つ木簡もほぼ同じ遺存状況・出土層位であることから、SB〇二・〇四の西側を流れる流路に伴う一連の資料群である可能性が高いと考えられる。この流路の形成された時期については『報告書』作成の最終段階まで検討を重ねたため『報告書』内で記載が混乱しているが、第二分冊の木簡解説で遺構廃絶後、九世紀初頭としているのは誤りで、第三分冊の総括で遺構と同時期、八世紀中葉以後とするのが正しい。すなわち流路と(45)の年紀は近似しており、木簡製作(あるいは記載内容)と廃棄までの期間を検討する必要はなくなっている。

(45)は保存処理によって裏面下端に付着していた黒色物質が若干除去され、「天平八年(七三六)十二月十日」の日付、郷長などを新たに釈読できた。また裏面の船越田も口分田と推定され、本木簡が質

租にかかわる史料である可能性が高まったといえる。

その他、留意すべき点として、本遺跡の付札木簡には「倭」を「和」で表現する事例がしばしば見られる(5)(27)(30)。珍しい用例であるが

『類聚国史』延暦二〇年(八〇二)の流人記事に出雲郡人若和部臣真常がみえることから、出雲郡内では通用したのであろう。大和宿禰氏の表記変化同様に大和国の表記に対応していると考えられる。

また、付札木簡にみえる「伊」「美」などは、伊努、美談などの固有名詞の略であると考えられるが、(2)「久」(43)「海」などは現在知られている郷名では理解できず、神社名(「延喜式」久佐加神社・同社大穴持海代日子神社)の可能性も検討するべきである。

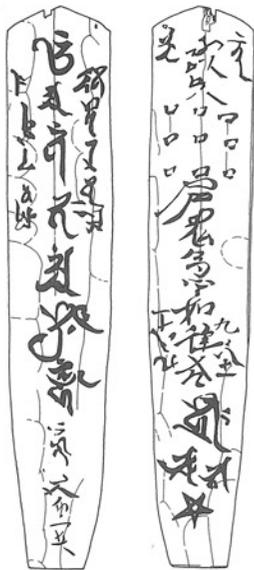
木簡の性格などの詳細については『報告書』に譲るが、概略を述べる。SX五〇からは記録木簡・削屑が出土することから、組織内部的な文書処理が日常的に営まれていたと考えられる。一方、固有名詞十人名の記載を持つ特徴的な付札木簡は、SX一〇・IV区SB〇二周辺などからまとまって出土し、SX五〇からはほとんど出土しない。したがって、付札木簡の使用は特定の機会に行なわれた可能性があり、結論として大量に出土した墨書土器・樺皮で結合した曲物を用いた供飲食儀礼のための物資集積に用いられたものと推定した。この儀礼の名称・内容については木簡その他から直接窺うことはできないが、農耕に関わると思われる木簡(1)(21)などが見られること、IV区の遺構はいわゆる神社社殿と推定されることなど

から儀制令春時祭田条に記された農耕儀礼に類似したものの可能性がある。また、(45)(46)などは税(出挙)に関わる木簡群とまとめることができ、出挙を管理する機能もあつたことが推定される。なお、遺跡全体については、神社と見る説、I区は実務部門と見る説、神社(IV区)十仏堂(I区)説、さらにこれらが末端官衙に付随するとの理解、首長居宅に付属するとの理解などが提示されている。

(51)は調査区最西端のⅢB区の中世遺構面の土坑SK〇三より、牛の頭蓋骨・しゃもじ形木製品・木製椀・刀子などとともに出土した。完形品で左上端に穿孔があり、両側面上端に刃端のあたりが確認される。表に符籙・呪句・阿弥陀三尊の梵字、裏に各種の梵字が記されている。供伴遺物から一二世紀後半の動物犠牲祭祀に関わるものと考えられる。

8 関係文献

島根県教育委員会『青木遺跡Ⅱ(弥生~平安時代編)』(二〇〇六年)
(平石充)



(51)